

# 安全管理規程

東京都観光汽船株式会社

2025. 4. 1

## 目 次

第1章	総則	3
第2章	経営の責任者の責務	4
第3章	安全管理の組織	5
第4章	安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名	5
第5章	安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制	5
第6章	安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限	6
第7章	安全管理規程の変更	6
第8章	運航計画、配船計画及び配乗計画	7
第9章	運航の可否判断	7
第10章	運航に必要な情報の収集及び伝達	8
第11章	輸送に伴う作業の安全の確保	8
第12章	輸送施設の点検整備	9
第13章	海難その他の事故の処理	10
第14章	安全に関する教育、訓練及び内部監査等	10
第15章	雑 則	11

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、経営の責任者が定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを確実に実践すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	経営の責任者	事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者（最高経営責任者）
(2)	安全管理体制	経営の責任者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(3)	安全方針	経営の責任者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	(略)	(略)
(5)	安全統括管理者	事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	各管理職	各部の課長職以上の者であり輸送の安全を確保するための管理業務を管理する者
(10)	チームリーダー	輸送の安全を確保するための管理業務を管理する各チームの責任者
(11)	営業所長	運航管理者に代わり、陸上作業員を指揮する者
(12)	陸上作業員	陸上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(13)	船内作業員	船舶上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(14)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(15)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(16)	配乗計画	乗組員の編成、勤務割り等に関する計画
(17)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的の航行を開始すること
(18)	基準経路	航行経路の基準となる経路（発着場の位置、針路、変針点等）を示すもの
(19)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(20)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法の港湾区域内、港則法及び港湾法の適用のない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(21)	離着棧	港の区域内、港湾区域内等において、目的地の棧橋へ着棧・離棧すること。
(22)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」及び「入港(着岸)」を行うこと

(23)	反転	目的の航行の継続を中止し、発航地点へ引返すこと
(24)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。）ただし、視程が方向によって異なる場合はその中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(25)	運航基準図	航行経路（起終点、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面
(26)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷梯、歩み板等船舶側から属具又は施設を架設した場合はその先端までを含む。
(27)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る
(28)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(29)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設
(30)	潮位	東京都港湾局 東京港波浪観測所（リアルタイムデータ）による潮位を原則とする。 <a href="http://micos-sa.jwa.or.jp/metro/tokyop/topframe.htm">http://micos-sa.jwa.or.jp/metro/tokyop/topframe.htm</a>

（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震・津波発生時の行動指針）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震・津波発生時の行動指針を定める。

- 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物等の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震・津波発生時の行動指針に定めるところにより、地震・津波防災対策を実施するものとする。

## 第2章 経営の責任者の責務

（経営の責任者の主体的関与）

第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営の責任者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全管理体制を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守及び安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全管理体制の見直し

（経営の責任者の責務）

第5条 経営の責任者は、確固たる安全管理体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営の責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

（安全方針）

第6条 経営の責任者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
- (2) 安全管理体制の継続的改善

3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。

2 安全重点施策は、ISO9001品質マネジメントシステムにおける、各部門の組織目標として策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

- |               |                |     |
|---------------|----------------|-----|
| (1) 本社（浅草営業所） | 運航管理補助者        | 若干人 |
| (2) 日の出営業所    | 安全統括管理者        | 1 人 |
|               | 運航管理者          | 1 人 |
|               | 運航管理者代行        | 若干人 |
|               | 運航管理補助者        | 若干人 |
| (3) 上記以外の営業所  | 日の出営業所にて統括管理する |     |

### 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営の責任者は、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営の責任者は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営の責任者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

2 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

(運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代进行を指名しておくものとする。

2 前項の場合において運航管理者は、2人以上の者を順位を付して指名することができる。

### 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

(安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができない時は経営の責任者が職務を執るものとする。

(運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として日の出営業所に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者との連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

(運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、原則として各々の所属する営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。

## 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

(安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。
- (2) 安全管理体制の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無を経営の責任者へ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

(運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般（当該業務の実施状況について、正確に記録し、備置き、保存することを含む。）を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。
- (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
- (3) 運航管理補助者及び陸上作業員を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、従来の船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。

(運航管理補助者の職務)

第19条 日の出営業所に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。

2 営業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (2) 陸上における旅客の乗下船、船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言
- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

## 第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者又は運航管理者、及び各管理職は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

2 経営の責任者は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として、運航部の意見を聴取のうえ、規程の変更を決定する。

## 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航部海務課が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、運航部長が決定する。

2 運航部海務課は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に報告しなければならない。

3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。

- (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
- (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
- (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
- (4) 航路の気象・海象等の自然的性質及び交通状況
- (5) 運航ダイヤ
- (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

4 第1項により作成又は改訂された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、船員チームの各リーダーが原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、運航部長が決定する。

2 運航部海務課は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に報告しなければならない。

3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。

- (1) 乗組員が適正に確保されていること。
- (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
- (3) 乗組員が過労になることは無いか。
- (4) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項

4 第1項により作成又は改訂された配乗計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、運航部海務課が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て運航部長が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、運航部海務課が同様の措置を講じたのち、運航部長が決定する。

2 運航部海務課は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に報告しなければならない。

3 船舶、陸上施設又は航路の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、行先変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。

4 第1項により変更された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

## 第9章 運航の可否判断

(運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。

3 運航管理者は台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。

5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。

6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。

7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。

(運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航中止を指示するとともに、安全統括管理者を経由して経営の責任者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は着積を促し若しくは指示して

はならない。

(経営の責任者又は安全統括管理者の指示)

第26条 経営の責任者又は安全統括管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

2 経営の責任者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。

3 経営の責任者又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

(運航管理者の援助措置)

第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。

(運航の可否判断等の記録)

第28条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象(風速、視程及び波高)情報を含む)、運航中止の措置及び協議の結果等を記録し、最後に記載された日から1年間保存しなければならない。

## 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質、隅田川の状況
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船した旅客数
- (6) 船舶の動静
- (7) その他航行の安全の確保のために必要な事項。50cm及び170cm超の潮位に達したとき及び、当該運航中の時間内に潮位が170cmに達すると予想されるときは、運航管理者は無線で全船に注意喚起を促し、全社的に情報を共有する。

(船長の措置)

第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終えたとき
- (2) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (3) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関その他設備等に修理又は整備を必要とする事態が生じたとき
- (4) 航路情報を運航管理者に無線で報告し、運航船舶間で情報を共有するとともに、その内容を航海日誌に記載する。

例) 曳航物件(曳船、作業船含)・漂流物の有無、船舶の輻輳状況、航路上の工事状況等

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- 3 船長は、ヒヤリ・ハット情報をインシデント・ヒヤリハット報告書に記載し、提出すること。

(運航基準図)

第31条 運航管理者は、運航基準図を各航路及び船舶ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。

2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

3 第1項により作成された運航基準図は、運航基準図が使用されなくなった日から1年間保存すること。

## 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

(作業体制)

第32条 営業所長は陸上従業員の中から陸上作業員を指名する。

2 陸上作業員及び乗組員は、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

3 作業員の具体的配置、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第34条 旅客の乗下船、船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第35条 船長は、発航前に船舶及び乗組員の健康状態について航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているか等を発航前点検リストに従って点検しなければならない。

2 発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

(船内巡視)

第36条 船長は、別紙「船内巡視記録」に従い乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 乗組員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であつて船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

3 乗組員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を船内巡視記録に記録するものとする。

4 船内巡視を実施したときは、その結果を運航日報に記録し、1年間保存すること。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第37条 運航管理者及び船長は、作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第38条

1 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は、始業前にアルコール濃度が呼気1リットル中0.15mg以上あった場合は、運航業務を実施してはならない。

3 運航管理者は、始業前にアルコール濃度が呼気1リットル中0.15mg以上あった乗組員を、乗務させてはならない。

## 第12章 輸送施設の点検整備

(船舶検査結果の確認)

第39条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(船舶の点検整備)

第40条 船員は、船体、機関、諸設備及び諸装置等について、発航前点検リストに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。また、船内安全点検表に従って、毎月1回点検を実施するものとする。

2 船員は、前項の点検中、異常（逆転減速機のオイルに鉄粉混入等）を発見したときは、直ちにその概要を船長に報告する。船長は、運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。

3 船舶の点検整備をしたときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

(陸上施設の点検整備)

第41条 運航管理者または、その業務を運航管理者から委任された者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について点検し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

2 陸上施設の点検整備を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

## 第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第42条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第43条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第44条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営の責任者及び安全統括管理者のとるべき措置)

第45条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営の責任者へ速報しなければならない。

2 経営の責任者及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、運航再開前に適切な対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第46条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第47条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第48条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等、海上保安官署及び水上警察署に、その概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故の原因等の調査)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

## 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者、運航管理者、各管理職及びチームリーダーは、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。）、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図らなければならない。

2 安全統括管理者及び運航管理者、運航部管理職及びチームリーダーは、事故等が発生した場合は、遅滞なく、乗組員に対し、事故等の再発防止に向けた安全教育を実施するとともに、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例やヒヤリ・ハットを調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(訓練)

第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営の責任者の支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。

(記録)

第52条 運航管理者は、前2条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録し、3年間保存すること。

(内部監査及び見直し)

第53条 内部監査を行う者は、経営の責任者の支援を得て年1回以上時期を定めて、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全管理体制全般にわたり内部監査を全社一斉に行うものとし、当社所有の全船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

- 2 内部監査にあたっては、経営の責任者は、その重要性を社内に周知徹底する。
- 3 内部監査を行うに際し、安全管理体制の機能全般に関し見直しを行ない、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。
- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録し、3年間保存する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行う他、特に陸上側の安全管理体制については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。

(船舶訪船の実施)

第54条 経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者、運航管理補助者、チームリーダーは数名のグループで船舶訪船を実施し、船員との情報伝達及びコミュニケーションの確保により情報の共有、作業手順の確認を行う。

## 第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第55条 安全統括管理者、運航管理者、各管理職及びチームリーダーは、それぞれの職務に応じ、安全管理規程(運航基準、作業基準、事故処理基準を含む。)及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けておかなければならない。

- 2 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第56条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する情報を各部課所に応じて文書化し、それぞれの事務所に閲覧可能な状態で保管すること。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、毎月行なわれる部課長会議と、年に2回行なわれる経営者見直し会議または適宜、経営の責任者へ直接上申する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申又はその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について管理職へ通達し、社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。
  - (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
  - (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
  - (3) 安全管理規程(運航可否判断のフロー図を含む)
  - (4) 安全統括管理者、運航管理者に係る情報(特定の個人を識別することができる情報を除く)
- 5 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、遅滞なく、その内容を運輸局等へ報告する。
  - (1) 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報
  - (2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報
- 6 安全統括管理者は、前2項に規定する事項のほか、行政処分(輸送の安全の確保に関する命令等)を受けたときは、当該処分の内容並びに当該処分の事由となった事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

## 付 則

この規程は、平成18年10月1日より実施する。

# 運 航 基 準

東京都観光汽船株式会社

2025年5月28日

目 次

第1章	目的	14
第2章	運航の可否判断	14
第3章	船舶の航行	15

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内の気象・海象（風速、視程及び波高）に関する情報や予想が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
京浜港		1.5m/s以上	1.0m以上	300m以下
隅田川		1.5m/s以上	1.0m以上	300m以下
豊洲		1.0m/s以上	1.0m以上	300m以下

2 前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
京浜港	東京都港湾局	東京都港湾局	東京海上保安部

3 船長及び運航管理者は、前項に掲げる気象・海象の条件に達しないときでも、潮位表及び潮位標識を調べ航路筋の潮位が限界値に達していると認められるときは、発航を中止しなければならない。また、船長は当日の潮位が170cmに達した以降、毎航海時の出航前に潮位の確認を行い、航海日誌へ記録を残すこと。なお、隅田川航路に掛かる、全ての橋梁に対する限界値は別表に定める

航路名	隅田川	浅～台場 A	桜橋周遊
*基準となる橋	永代橋	旧晴海鉄道橋	桜橋
(船名)			
道灌	200cm	190cm	250cm
竜馬	200cm	190cm	250cm
ジュビリー	180cm	170cm	230cm
ヒミコ	200cm	190cm	250cm
ホタルナ	220cm	-	270cm
エメラルダス	210cm	200cm	260cm

\*上記の数値は、バラスト漲水状態で各橋梁を通過した際、橋梁下と船体が接触しない潮位の限界値

4 船長及び運航管理者は、前3項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。

5 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。

6 運航管理者又は運航管理補助者は、日の出に設置した風向・風速計が風速8m/sを超えたときは、無線にて全船舶、全営業所に対して注意喚起する。

(基準航行の中止条件等)

第3条 基準航行を中止すべき条件は、基準航行を継続した場合に、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき、及び周囲の視程が300m以下となったとき、並びに航行予定の海域上の気象・海

象に関する情報や予報が、発航の可否判断に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

- 2 船長及び運航管理者は、船舶の航行中、常時、前項の気象・海象・水象に関する情報や予報について、発航の可否判断に掲げる入手先より入手すること。
- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当したときは、直ちに、基準航行中止を決定し、反転、避難、臨時寄港その他の適切な措置をとること。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、基準航行を中止すべき事実を把握したときは、基準航行を中止すること。
- 5 船長は、航路筋の潮位の限界値が第2条2項の条件に達する恐れがあるとき、浅草向け航行中の場合は、佃大橋付近にて潮位の最終確認を行い、限界値に達している場合は基準航行を中止し、日の出棧橋へ引き返さなければならない。また、日の出棧橋向け航行中の場合は、清洲橋付近にて最終の潮位確認を行い、限界値に達している場合は基準航行を中止し、浅草へ引き返さなければならない。ただし、永代橋を計測基準の橋と定め、橋梁下と船上の空間の計測を年1回行うものとする。

(着棧の中止条件等)

第4条 航行中に着棧を中止すべき条件は、着棧予定地の気象・海象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

港名	気象・海象	着棧中止条件		
		風速	波高	視程
京浜港		1.5m/s以上	1.0m以上	300m以下
隅田川		1.5m/s以上	1.0m以上	300m以下
豊洲		1.0m/s以上	1.0m以上	300m以下

- 2 船長及び運航管理者は、航行中の船舶の着棧前に、前項の気象・海象に関する情報について、発航の可否判断に掲げる入手先より入手すること。
- 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当したときは、直ちに、船舶の着棧中止を決定し、適宜の海域での抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。
- 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、着棧を中止すべき事実を把握したときは、着棧を中止すること。

(運航の可否判断等の手順図)

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象(風速、視程及び波高)情報を含む。)、運航中止の措置及び協議の内容を運航管理日誌及び航海日誌に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、抜港、臨時寄港その他の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 基準航行経路及びその名称
- (3) 所要時間(起点、終点及び寄港地間の所要時間)
- (4) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置

(5) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。但し、浅草～日の出航路と、日の出～有明航路は2経路とし、使用基準は次項による。

2 浅草～日の出航路及び日の出～有明航路の使用基準は、次表のとおりとする。

航路名	名称	使用基準
浅草～日の出	常用 基準経路(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周年(築地川水門を利用)</li> <li>・ 築地川水門が使用できない場合(汐留川水門を利用)</li> </ul>
	基準経路(2)	
日の出～有明	常用 基準航路(Aコース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周年</li> <li>・ 航路筋の橋梁下との空間が限界値になる場合及びそのおそれのある場合</li> </ul>
	基準航路(Bコース)	

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

4 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、別紙のとおりとする。

(例)

速力区分		速力	毎分機関回転数
港内	最微速	ノット	rpm
	微速		
	半速		
	全速		
航海速力			

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかななければならない。

(見張りの実施)

第8条 船長は、航海中においては乗組員に対し見張りを励行させ、特に離着棧、変針点、狭水路の出入口付近、及び夜間や視界制限下では、ダブルワッチによる厳重な見張りを実施すること。

(通常連絡等)

第9条 船長および運航管理者(運航管理者代行)は、航行に関する安全情報等、相互に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第10条 船長と運航管理者(運航管理者代行)との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。

連絡先	連絡方法
運航管理者の在籍する日の出営業所及び最寄りの営業所	IP無線機 携帯電話

(機器点検)

第11条 船長は着棧する場合、安全な海域または水域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

2 各棧橋における、着棧前の機関後進、舵等の点検実施海域又は水域は、次表のとおりとする。

棧橋名	点検実施海域(水域)
浅草	吾妻橋手前
浜離宮	水門入口に向けて転舵する前
日の出	棧橋の200m手前
晴海	
青海	
有明	
豊洲	

パレットタウン	
豊洲市場	
お台場	お台場海浜公園に入る前で、棧橋の1100m手前

3 前項に掲げた場所以外の棧橋における着棧前の機関後進、舵等の点検は、安全な海域または水域において実施する。

(バラスト漲排水)

第12条 船長は、バラストの漲排水操作を行った場合は、必ず操作盤等で作動の確認をするとともに、他の乗組員に対して操作した旨を伝えること。なお、乗組員が操作を行う場合は、必ずその旨を船長に報告すること。

2 船長及び乗組員は、当該機器の操作を行った場合は、その作動状況を必ずダブルチェックすること。

3 バラスト漲排水の基準潮位を170cm（但し、ホタルナにおいては200cm）と定め、船長及び機関長は当該機器の操作を行うときは、運航管理者に無線で報告し又、運航管理者からも必要に応じて船舶に対して指示を行い、全社的に情報を共有する。

(記録)

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更等に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌及び運航管理日誌に記録し、1年間保存するものとする。

# 作 業 基 準

東京都観光汽船株式会社

2025 年 4 月 1 日

## 目 次

第1章	目的	20
第2章	作業体制	20
第3章	危険物等の取扱い	20
第4章	乗下船作業	20
第5章	旅客の遵守事項等の周知	21
第6章	豊洲営業所における作業	21
第7章	船舶の屋上構造物	22
第8章	二階席窓の開閉	23
第9章	ホタルナ及びエメラルダスの屋上構造物	23

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び乗組員の配置は、次の区分による。

(1) 陸上作業

① 乗下船する旅客の誘導 乗組員(2～3人)

② 乗船待機中の旅客の誘導 旅客誘導係(1～5人)

※ ただし、無人の発着所については、船の到着後に船員が陸上作業全般を行う。

(2) 船内作業

① 乗下船する旅客の誘導 乗組員(2～3人)

2 乗組員以外のものが船内で作業に従事する場合は、船長の指揮を受けるものとする。

(陸上作業員の所掌)

第3条 陸上作業員は、営業所長の命を受け、陸上における次の作業を行う。

(1) 乗船待機中の旅客の整理

(2) 乗下船する旅客の誘導

(3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作

(4) その他旅客の乗下船に関する作業

(乗組員の所掌)

第4条 船長は、乗組員を指揮して船舶上における次の作業を行う。

(1) 旅客の乗下船時の誘導

(2) 船舶の離着岸時における旅客乗降用施設の操作

(3) その他旅客の乗下船に関する作業

## 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第5条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第6条 旅客誘導係員は、乗船待ちの旅客が船舶の離着岸作業により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。

(旅客の乗船)

第7条 船長は、船内に下船者が残っていないこと、乗船口の状況が安全であること、また、乗降用タラップを架設している場合は、それが確実に架設されていることを確認した後、保安のため乗船口付近に船内作業員を配置し、陸上作業員に乗船開始の合図をする。

2 旅客誘導員は、船長の合図を受けた後、旅客の乗船を開始する。

3 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。

4 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。

5 陸上作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認し、船長に人

数を報告する。

ただし、無人の発着所については、機関長が乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認し、船長に人数を報告する。

（離岸作業）

第8条 陸上作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨を船長に報告し、船長の指示により、綱取り係員として所定の位置に配置し、確実に係留索を放す。

（着岸作業）

第9条 陸上作業員は迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業員は、係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船長は、船内の旅客係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

（係留中の保安）

第10条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法並びに、タラップを有する場合はその保安に十分留意する。

（旅客の下船）

第11条 船長は、船体が完全に着棧したことを確認したときは、その旨陸上作業員に合図する。

2 乗組員は、陸上作業員と協力して、タラップ等の乗降用設備を有する場合はこれを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導し、下船終了後に船長に報告する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

（乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知）

第12条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

（遵守事項等の掲示例）

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては、係員の誘導に従うこと
- (2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと
- (3) その他旅客の安全に関して、旅客に周知すべき事項

（乗船旅客に対する遵守事項等の周知）

第13条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所、着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと

## 第6章 豊洲営業所における作業

（跳ね橋の開閉）

第14条 豊洲営業所は、棧橋が旧ドライドック内にあり、その入口には跳ね橋が架橋されている。

よって船舶が離着棧する際には、跳ね橋の開閉作業が必要となる。

(1) 跳ね橋の上昇

- ① 豊洲営業所員は、出勤後跳ね橋を上昇させ、上昇したことを確認後、船長に無線又は口頭で報告する。
- ② 船長は、豊洲営業所棧橋へ着棧する前の機関後進テストを実施する際に、目視にて跳ね橋が完全に上昇していることを確認する。
- ③ 船長は、目視にて確認した際に、跳ね橋が完全に上昇していないことが明らかである場合は、自船をドライドック内の棧橋に進入させてはならない。
- ④ 船長は、目視にて確認した際に、跳ね橋が完全に上昇していないと思われる場合は、たとえ上昇完了の報告があったとしても、豊洲営業所員に再度確認を求めること。

(2) 跳ね橋の下降

- ① 豊洲営業所員は、船舶がドックから完全に出た事を確認して、跳ね橋の降下作業を行う。

## 第7章 船舶の屋上構造物

(屋上ハンドレール設置基準)

第15条 定期船において、当社所有船舶は屋上ハンドレールの設置・解体は停泊中に行う。設置はハンドレール設置基準潮位（以下、「基準潮位」とする。）を下回った場合、又は次の停泊地到着前に下回ることが予測される場合に行う。基準潮位とは、該当航路における橋梁とのクリアランスが一番小さい場所(永代橋、有明橋、勝島橋、桜橋)での潮位で、各船、各航路における基準潮位は別表に定める。解体は、基準潮位を超えると予測される航海の前に行う。又、ハンドレールの設置・解体作業を行うときは、陸上作業員も設置・解体の状況を確認しトリプルチェックを行うとともに、運航管理者に無線にて報告を行う。

- 2 不定期船において、当社所有船舶は屋上ハンドレールの設置・解体は停泊中に行う。設置基準については、同条第1項の定期船の基準に準ずる。但し、不定期船については、基準潮位を超えている場合には、設置可能水域に到達した時点で設置を行うものとする。設置可能水域とは、隅田川においては永代橋より下流域及び吾妻橋より上流域、有明航路においては、のぞみ橋以北を示す。なお、航行中の設置は、機関長が設置作業を行い、又、機関長の設置作業をサポートする従業員（サービスクルーなど）が乗船している場合に限る。解体基準については、同条第1項の定期船の基準に準ずる。但し、不定期船については、基準潮位を超えた場合にはハンドレールを設置したまま設置可能水域を出て航行することができないので、設置可能水域を通過し終えるまでに解体作業を完了するものとする。なお、航行中の解体は、同項の航行中の設置と同様の取り扱いとする。

ハンドレール設置基準潮位

航路名	隅田川	有明・パレット	桜橋周遊
※基準となる橋	永代橋	有明橋	桜橋
(船名)			
海舟	×	×	×
道灌	100 cm	150 cm	150 cm
竜馬	100 cm	150 cm	150 cm
ジュビリー	100 cm	150 cm	150 cm
ホタルナ	×	×	150 cm
エメラルダス	×	×	×
いりす	120 cm	200 cm	220 cm

(屋上デッキの開放基準)

第16条 当社所有船舶で、主に隅田川等の橋梁下を通航する航路に就航している船舶の大半は、その船体の構造として、後部甲板の屋上部に旅客用の展望デッキを備えており、潮位によって当該デッキの開放、閉鎖を判断している。これら船舶の屋上デッキ開放基準は、次表に掲げる潮位以下とする。

航路名	隅田川	有明・パレット	桜橋周遊
(船名)			
海舟 中部	×	×	×
後部	×	×	×
道灌	60 cm	100 cm	120 cm
竜馬	60 cm	100 cm	120 cm
ジュビリー	60 cm	100 cm	120 cm
ホタルナ	×	×	135 cm
エメラルダス	×	×	×
いりす	80 cm	120 cm	180 cm

- 2 船長は、前項に掲げた潮位以下であっても、その時の状況次第で閉鎖することがある。  
 3 船長は、前項に掲げた基準に実際の潮位が近づいてきたとき、またはそれ以外でも必要と判断した場合におい

て、橋梁下を通航する際は見張り員を屋上デッキに配置すること。

- 4 船長は、海舟を浜離宮係留地へ回航する時は、離棧前に屋上デッキ中部のブルワークを格納し、機関長と確認し合ってから発航し、さらに、汐留川水門の手前で降下していることを機関長と確認し合ってから通過すること。なお、ブルワークを組み立てたまま回航する場合は、築地川水門を通航することとし、その際は事前に必ず機関長へその旨を伝えておくこと。
- 5 船長は、海舟を浜離宮係留地から汐留川水門の外へ出るまでの間は、屋上デッキ中部のブルワークが格納されていることを、常に機関長と確認すること。なお、ブルワークを組み立てたまま回航する場合は、築地川水門を通航することとし、その際は事前に必ず機関長へその旨を伝えておくこと。
- 6 船長は、常に携帯 WEB にて潮位の変化を確認すること。
- 7 船長または機関長は当該デッキの開放・閉鎖を実施するときは運航管理者に無線で連絡すること。  
(ヒミコの構造物)

第17条 ヒミコには、その船体上部に可倒式の翼が前後に一对設置されている。これは橋梁下、水門を通航する際は、必ず降下させておくこととする。

- 2 船長は、台場公園を出航する前に翼を降下させてあることを確認すること。
- 3 乗組員及び営業所員は、本船の翼が降下させてあることを確認し、もし降下していなかった場合は、速やかに船長へ報告すること。

## 第8章 二階席窓の開閉

(二階席窓の開閉手順)

第18条 気象・海象、その他の理由で窓の開閉を行う場合は次の手順で行う。

- ① 窓の開閉は船長指揮のもと、操作者：船長、現場確認者：機関長の二名で行う。  
客室乗務員が乗船している場合は現場確認の補助をする。
- ② 窓の開閉を行う場合は、船長が乗客に対して事前に船内放送（日本語・英語）を行う。
- ③ 現場確認者は開閉する窓列の船首側で、その窓列の船首側から船尾側の直線上に障害がないことを確認後、トランシーバーで操作者に報告する。操作者は報告を確認の上操作する。なお、操作は片舷ずつ行う。  
開閉操作は二段階以上の発停で行う。一度での全開・全閉の操作は行わない。
- ④ 操作者は、操作中は常に開閉を中止できる態勢でいること。
- ⑤ 現場確認者は、開閉操作が終了したら、操作者に対し終了した旨報告すること。

## 第9章 ホタルナ及びエメラルダスの屋上構造物

(可倒式翼及び屋上ハンドレール)

第19条 ホタルナ及びエメラルダスには、その船体上部に可倒式の翼及び屋上ハンドレールが設置されている。これは橋梁下を通航する際は、必ず降下及び解体させておくこととする。

- 2 本船の浅草～日の出航路及び日の出～晴海～青海航路における、翼の上昇・降下及び屋上ハンドレールの設置・解体の区間は、次のとおりとする。
  - ① 往路（浅草～日の出、日の出～青海）  
降下区間：浅草～勝鬨橋下流  
上昇区間：勝鬨橋下流～日の出、日の出～青海  
解体区間：浅草～永代橋下流  
設置区間：永代橋下流～日の出、日の出～青海
  - ② 復路（青海～日の出、日の出～浅草）  
降下区間：台場公園～浅草  
上昇区間：なし  
解体区間：永代橋下流～浅草  
設置区間：青海～日の出、日の出～永代橋下流
- 3 本船が桜橋周遊航路を運航する際は、ハンドレール設置基準、屋上デッキの開放基準に沿って、屋上ハンドレールを設置、開放する。
- 4 船長は、台場を出航する前に翼を降下させてあることを確認すること。又、ハンドレールの解体作業は台場もしくは日の出で解体を開始したことを陸上作業員も確認しトリプルチェックを行うとともに、運航管理者に無線にて報告を行う。
- 5 乗組員及び営業所員は、台場出航時に本船の翼が降下させてあることを確認し、もし降下していなかった場合は、速やかに船長へ報告すること。
- 6 船長は台場を出て安全を確認した後、運航管理者に無線もしくは電話にて翼の降下を連絡すること。
- 7 船長は屋上を解放したとき及び屋上を閉鎖したときは、運航管理者に無線若しくは電話にて連絡すること。



# 事故処理基準

東京都観光汽船株式会社

2025年4月1日

目 次

第1章	総 則	26
第2章	事故等発生時の通報	26
第3章	事故の処理等	28

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第2項の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害又は暴行・脅迫、テロ等の不法行為による運航の阻害

2 この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

- (1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態
- (2) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等からの油漏れ
- (3) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態
- (4) 離着岸作業中の係留索の破断
- (5) その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態
- (6) 前項に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故等発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は無線にて速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 運航管理者の海上保安官署等への連絡は、隅田川の永代橋より下流は「118番」、上流は「110番」の警察官署へ行う。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署、警察官署等を行うものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式を船舶及び事務所に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として、別表「非常時連絡表」によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 乗船人数
- ⑥ 死傷者の有無
- ⑦ 救助の要否
- ⑧ 当時の気象・海象

## (2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはe項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） ー船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） ー船舶衝突の場合
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し
d	ガス漏れ	① ガス漏れの状況 ② 客室内の匂いの有無 ③ 各バルブの状況 ④ 水面からの煙の有無 ⑤ 発生原因
e	浸水	① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
f	強取、殺人傷害、暴行、テロ等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況 ⑦ 緊急下船の必要の有無
g	人身事故（行方不明を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無

h	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等
i	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
j	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

### 第3章 事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

（運航管理者のとるべき措置）

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署、警察官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

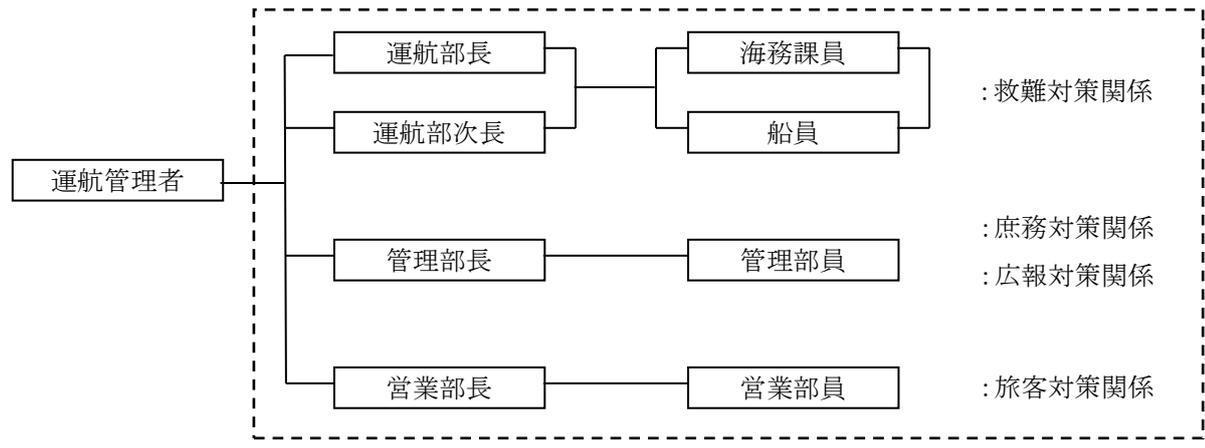
3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署または警察官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

（事故処理組織）

第8条 非常対策本部を設置する場合の事故処理組織図は、別表「事故処理組織表」によるものとし、それ以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表



※ 基本的に、軽微なトラブルや事故で営業時間帯にとらわれず、現状のスタッフで十分な対応が可能な場合、若しくは、非常対策本部が設置されるまでの初期対応の組織とし、運航管理者によって臨機応変に組織される。

※ 運航管理者は、状況により非常対策本部が設置される前であっても、救助支援船や救助船を組織することができる。

- 2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
- 3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
- 4 運航管理者は、非常対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(記録)

第11条 運航管理者、救難対策部、旅客対策部、広報対策部及び庶務対策部は、事故等が発生した場合は、速やかに次に掲げるチェックシート等に記録しなければならない。

- (1) 事故等緊急時連絡体制 (チェックシート) 運航管理者・代行・補助者・救難対策部
- (2) 事故発生時 時系列記録表 (旅客対策部)
- (3) 事故発生時実施項目チェックリスト (広報対策部)
- (4) 事故発生時実施項目チェックリスト (庶務対策部)
- (5) 負傷者名簿